子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書 令和6年度報告

令和7年7月相模原市相模原市教育委員会

# 目 次

Ι	令和6年度相模原市いじめの防止等のための基本施策掲載事業等一覧・1
Π	子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書について・・・2
Ш	[ いじめ防止等のための対策の内容・・・・・・・・・・・2
	1 市が実施した主な施策等
	(1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・2
	(2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・8
	(3) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・10
	(4) その他 (組織的な指導体制の確立、地域や家庭との連携等)・・・・14
	2 学校が実施した主な施策等
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・・15
	(2) いじめ防止等に取り組む組織・・・・・・・・・・・・15
	(3) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・15
	(4) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・16
	(5) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・17

### I 令和6年度相模原市いじめの防止等のための基本施策掲載事業等一覧

基本理念	いじめの防止等の目的		市の主な事業等	担当都署
人権教育を推進 し、自分の大切さと	(1) 未禁防止	1	いじめ防止フォーラムの開催	学校教育課
ともに他の人の大切 さを課めることがで		2	子どもの権利に関する啓発	青少年学習センター
き、単に理解にとど まることなく動産や		3	教職員研修(いじめの未然防止等、情報モラル、インターネット関連等)	教育センター
行動に現れるように なることをめざす。		4	児童支援専任教諭連絡会の開催	学校教育課
		5	人権研修の実施、人権指導資料集の関知、活用の推進	学校教育課
		6	人権・福祉教育の推進校の研究実施	学校教育課
		7	人権・福祉担当者会の開催	学校教育課
		8	発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知・活用	学校教育課・青少年相談センター
			相小研、相中研の児童生徒指導担当者会への参加	学校教育職・青少年報数センター・教育センター
2 いじめが全ての児 宣等に関係する問題		10	ネットペトロールだよりに保る散組	教育センター
であることから、安 心して学習等に取り		11	生涯学習まちかど講座を抵用した普及啓発	学校教育課・教育センター
組むことができ、学 校の内外を問わすい		12	情報モラル対策、携帯電話・インターネット等の避解のための研修の開催	教育センター・学校教育課
じめが行われなくな るよう、未然防止に		13	いじめ防止強化月間における取組	学校教育課
980°6.		14	人権容易活動地域ネットワーク協議会及び人権擁護委員の地域における信動	人権・男女共同参属課
		15	人権適関における家庭、学校、地域への取組	人権·男女共同參圖課
		16	人権・児童生徒指導変だより「はっとライン」の発行	学校教育課
		17	人権福祉活動展の実施	学校教育課
		18	発達サポート講座の実施	生涯学習課
		19	学校いじめ防止基本方針に基づく取扱の把握及びまとめの周知	学校教育課
3 いじめを行わず、 また、いじめを脚隊		20	問題行動等調査結果の分析	学校教育課・青少年相談センター
しながらこれを放置 することがなく、全	(2) 早期発見	21	さがみはら子どもの権利相鉄窯(さがみみ)の運営(相鉄等)	青少年学習センター
ての児童等がいじめ の問題に関して理解		22	いじめ相談ダイヤル対応(さがみはら子ども808ダイヤル)	学校教育課
を深められるよう、 お互いに尊重し合う		23	児童・生徒の苦痛の累積等を把握するための鬱査の実施及び 調査結果に基づく支援	学校教育課
意識や態度を育てる ことをめざす。		24	ヤングテレホン相談対応	青少年相談センター
		25	学校内の組織において、カウンセラーがアセスメントや動音を実施	青少年相談センター
		24	校内体制構築のための情報提供等	青少年相談センター
		27	電話、来所相談の対応	青少年相談センター・学校教育部
		28	児童・生徒に係る自傷行為対応力の向上研修の実施	精神保健福祉センター
1	(3) いじめに対する対処	29	さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)の運営(教済等)	青少年学習センター
		30	青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、	青少年和談センター
4 児童等が、自らの		31	支援教育支援員による児童・生徒、保護者等への支援 ケ席状児報告書の分析	青少年相談センター
力で思いやりのあ る、人との絆をつく ることができたとい		32	こころのホットライン(自教予防電話相談)	精神保護福祉センター
う実態」を持てるよう、児童等の自主・		32	各学校におけるいじめの裏知件数号の把握	学校教育課
自発的な活動を支援する。		34	いじめ対応マニュアルの周知・活用	学校教育課
		0.3	犯罪行為に該当するいじめに対する警察との連携	学校教育課
		0.0	情報セキュリティ・モラルハンドブックの恩知・活用	教育センター
		37	プロバイダ等に対する削除要請	人権・男女共同参属課
		363	自殺対策に関する出前課座の実施	精神保健福祉センター
			「青少年相談センターだより」の発行	青少年相談センター
5 いじめは、決して		40		学校教育課・こども・若者政策課
許されないことであ る。しかし、どの学		41		74 1 2 12 12 13
校でも、どの児童等 にも起こり得ること から、いじめが児童		333	緊急時における学校緊急支援テームによる学校支援	学技術音楽・音少年指摘センター・教育セン
等の心患及びその成 長に重大な影響を及	(4) 関係機関との連携・その他	2/55	いこの問題対策連絡協議会(青少年問題協議会)の開催	ケー・教業員人事業・板有規則家 青少年学習センター
様すという際間に立 ち、迅速かつ組織的	147 四年前内にか海路・てが信	44		学校教育課
に対象する。		222	子ともの最大が女子校生在寺を大坂するネットリーク芸術の開催 要保護児童対策地域協議会における連携	子なる有様
		680	安特度元星対策地帯協議型における連携 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	A2-1/2/2007/4
		33.5	ACCOMPANIAN CARROLL FOR ACCOMPANIAN PARTY PROPERTY.	ことも家庭課
		47	学校運営等の支援のための非常動講師の配置	教職員人事課

#### Ⅱ 子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書について

本市では、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法を踏まえ、平成26年3月に相模原市いじめの防止等に関する条例(平成26年3月3日条例第2号)を制定するとともに、相模原市いじめ防止基本方針(以下「市基本方針」という。)を策定し、いじめ防止等の対策の取組を推進している。

これらの取組を取りまとめたものを報告書として公表し、令和6年度に実施した市及び学校の取組が、いじめ防止対策推進法の目的に即して実効的に機能しているかについて、相模原市子どものいじめに関する審議会への諮問を行い、答申を適時反映させ、いじめ防止等の取組のより一層の推進を図る。

#### Ⅲ いじめ防止等のための対策の内容

- 1 市が実施した主な施策等
- (1) いじめの未然防止

主な事業等	ラップトがパタナエ	1-1 A	成果と課題	令和7年度に	(参考)
【所管課】	事業概要	対象	※○は成果、●は課題	向けて	予算 (円)
【所管課】 1いじめ防止フォーラムの開催 【学校教育課】	◇いじめ防主体的し、 ではたいでは、 を発表・共のでは、 を発表のでは、 を発表のでは、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 をでいる。 ・中で、 では、 では、 でがでいる。 ・中で、 でがでいる。 ・中で、 でがでいる。 ・中で、 でがいる。 ・中で、 でがいる。 ・中で、 でがいる。 でがいる。 ・中で、 でがいる。 でがいる。 でがいた。 がいる。 でがいた。 がいる。 でがいた。 がいる。 でがいた。 がいる。 がいた。	児童生徒者・一教職員	※○は 一 一 で に で で で で で で で で で で で で で	■継続 □見直し   □   □   □   □   □   □   □   □   □	予算 (円)         令和 6 年度         96,000 円         令和 7 年度         69,000 円
2子どもの権利 に関する啓 発 【青少年学習 センター】	◇相模原市子どもの権利 条例に係る周知リーフ レット及びパンフレットの配布 ・小学生用パンフレット (小学4年生に配布) ・中学生用パンフレット (中学1年生に配布) ・大人用リーフレット (小学1年生・5年 生・中学1年生の保護 者に配布)	児童生徒 市民	○小学生用・中学生用 パンフレットは、児童 生徒の人権教育の教 材として活用するこ とができ、いじめの未 然防止に対して、有効 である	■継続 □見直し	令和 6 年度 645,000 円 令和 7 年度 610,000 円

3 教職員研修 (いじめの未然 防止等、情報モ ラル、インター ネット関連等) 【教育センタ ー】	<ul><li>◇いじめの未然防止等及びネットいじめに関する教職員の理解を深める・初任者研修講座、養護教諭新採用研修講座、栄養教諭新採用研修講座(2回)、児童生徒理解研修講座(2回)を開催</li></ul>	教職員	○人権の大切され考え 相談の基本機会になり、 相談の基本機の未有効の、 力をいじめ、有効の、 がして、対して、対して、対して、 の児童生徒や保護をセンクの相談が見られた。 の相談するには対いでのは、 の相談するには、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	■継続 □見直し	令和 6 年度 83,000 円 令和 7 年度 45,000 円
4 児童支援専任 教諭連絡会 の開催 【学校教育課】	◇市立小学校等の児童支援専任教諭が集まり、 児童指導や個別支援等、児童支援専任教諭の効果的な役割について、実践報告及び関係機関からの情報提供を実施(4回)	教職員	○いな対しているでは、 の応るでは、 の応るでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ででは、 のでは、 ででは、 のでは、 をでいながいながい。 でいながいながい。 でいながいながい。 でいながいながい。 でいるでは、 をがいながいながいながい。 でいるでは、 をがいながいながいるが、 でいるでは、 をがいながいながいながい。 でいるでは、 をがいながいながいながいながいない。 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいながいながいない。 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで	■継続 □見直し	令和 6 年度 16,000 円 令和 7 年度 16,000 円
5人権研修の実施、人権指導 資料集の 知、活用の推進 【学校教育課】	◇「人権に配慮した学級 経営・授業づくり」を 主題とした研修を指導 主事が学校を訪問して 実施(小学校 57 回、中 学校 16 回、義務教育学 校 2 回、合計 75 回)	教職員	○	■継続□見直し	令和 6 年度 0 円 令和 7 年度 0 円
6 人権・福祉教育の推進校の研究実践 【学校教育課・教育センター】		教職員	○児童生徒一人ひとりを認め、大切にする教育活動の実践により、不登校出現率の減少や、いじめの未然防止に対して、有効である ●9年間を見通した取	■継続 □見直し	令和 6 年度 120,000 円 令和 7 年度 120,000 円

	動づくり」を通じた教育活動の推進をテーマに弥栄中学校区3校(弥栄中、弥栄小、並木小)が研究実践		組の推進とともに、多 様な価値観を認める 活動等を推進し、児童 生徒の自己肯定感が 高まり、推進校におけ る児童生徒の人権意 識の更なる向上を図 る		
7人権・福祉担 当者会の開 催 【学校教育課】	<ul><li>○市立小中学校等の人権・福祉担当を対象に、人権福祉教育に関する情報提供や研修及び学校間の情報交換を実施(2回)</li></ul>	教職員	○担職員の ・担当者を有し、 ・担当者がない。 ・担当がした。 ・担当がした。 ・担した。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・ののである。 ・のでのである。 ・のである。 ・のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	■継続 □見直し	令和 6 年度 0 円 令和 7 年度 0 円
8発達障害のある 選子を 理解手引きを の周知・ 大きの 周知・ 大きの 周知・ 大きの 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学	め、教育的ニーズを把 握し、一人ひとりに寄 り添いながら個に応じ	教職員	○子どもの発達や特性 について学ぶころを達や特性 についでででは、 発達のの対しての対しての対しての対しての対しての対しての対しての対しての対しての対し	■継続 □見直し	令和 6 年度 0円 令和 7 年度 0円
9相小研、相中研、相中研別の別様を担当をおります。	指導主任会へ参加し情報の提供(5回)	教職員	○いじめの定義について共通理解をとして、 で共通理解童生のののでは、 は、関係では、 は、関係では、 は、は、は、 は、は、は、 は、は、は、は、 は、は、は、は、は、	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
10 ネットパト ロールだより に係る取組	◇不適切な書き込みや個 人情報を掲載している サイトの監視を専門業	児童生徒 保護者 市民	○学校や関係各課から の依頼に合わせた対 応と定期的な学校へ	■継続 □見直し	令和6年度 3,591,000円

【教育センター】 ※令和7年度より、教育DX 推進課	◇緊急性のあるものは速 やかに学校等に連絡	教職員	の情報というでは、 で、対して、 にというでは、対して、 の「など、対し、 で、がいして、 の「だで投稿で、がいったでは、 で、からいるでは、 で、など、対ので、がいして、 で、がいいしば、 など、対ので、がいしば、 など、対ので、がいしば、 など、対ので、がいしば、 など、対ので、がいしば、 は、対ので、がいしば、 は、対ので、がいしば、 は、対ので、 は、対ので、 は、対ので、 は、対ので、 は、対ので、 は、対ので、 がいまなが、 は、対ので、 は、対ので、 は、対ので、 は、対ので、 は、対ので、 がいまなが、 は、対し、 は、対し、 は、対し、 は、対し、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は		令和7年度 4,092,000円 ※3年して6年の ものではではできます。 がはできます。 が、はできます。 が、はでできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 はできます。 というできまます。 というできます。 というできます。 というできます。 というできます。 というできます。 というできます。 というできまます。 というできます。 というできます。 というできます。 というできます。 というできます。 というできます。 というできまます。 というできます。 というでも。 というでも。 というでも。 というでも。 というでも。 というでも。 というでも。 というでも。 というでも。 というでも。 というでも。 といると。 といると。 といると。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 との
11 生涯学習ま ちかど講座 を活用した 普及啓発 【教育センター・ 学校教育課】	◇いじめ問題の対応及び 情報モラルをテーマに した講座の開催(14回)	保護者市民	〇いじめ問題やインタ ーネットによるいじ めの実態について、保 護者及び市民が理解 を深めることは、いじ めに関する聞き知識 を高め、いじめの未然 防止に対して、有効で ある	り教育センタ ーから教育 DX	令和6年度 0円 令和7年度 0円
12 情報モラル 対策、携帯電 話・インター ネット等の理 解のための研 修の開催 【教育センター・ 学校教育課】	実施 (中央区 32 校の教	教職員	○動画教材の活用を通 じて、情報セキュリテ ィ・モラルについて学 ぶことは、いじめの未 然防止に対して、有効 である		令和6年度 3,300,000円 令和7年度 3,842,000円
13 いじめ防止強化月間における取組【学校教育課】	◇いじめ防止の啓発活動 の実施 ・市立小学校等1年生へ クリアファイルの配布 (4月 5,790枚) ・児童生徒が主体となる 取組の推進 ・いじめ防止啓発ポスタ ーの配布(670枚、市内 各学校公共機関、コン ビニエンスストア等) ・児童生徒用・保護者用	児童生徒 保護者 市民 教職員	〇いじめ防止啓発リー フレットのデジタル 化により、児童生徒へ の指導や保護者等さ すぐに見られること により、いじめの未然 防止に対して、有効で ある		令和6年度 336,000円 令和7年度 350,000円

14 人権啓発ネクび委に サース 護域 地 の けん 横 地 の の で で で で で で で で で で で で で で で で で	いじめ防止啓発デジタ ルリーフレットによ 周知及び市 HP 掲載 ◇人権尊重意識の普及高 場を図るためとでの人権の 運動や人権パネルム での外を人権のとがみに 会場での集でいきがみはら 等)を実施	児童生徒	○小学校 6 校 で を で な で な で な で で 、 人権の で 、 豊 か さ と で で 、 と 思 せ で 、 か の と と 思 せ な と と と と と と と と と と と と と と と と と と		令和6年度 2,728,000円 令和7年度 3,196,000円 ※啓発用消耗 品及び印刷製 本費の増額に よるもの
15 人権週間に おける家庭、 学校、地域へ の取組 【人権・男女 共同参画課】	◇「広報さがみはら」への記事掲載及び市役所本庁舎・区合同庁舎・総合事務所において横断幕等の掲出による人権週間の周知 ◇街頭啓発活動の実施(2か所)	市民	○「広報さがみはら」 への記事掲載や横断 幕等の掲出、街頭啓発 の実施により、市民の 人権意識の高揚を図 ることができ、いじめ の未然防止に対して、 有効である	■継続 □見直し	令和6年度 2,178,000円 令和7年度 2,646,000円 ※啓発用消耗 品及び印刷製 本費の増額に よるもの
**人権に関する教育・啓発 【人権・男女 共同参画課】	◇相模原市人権尊重のまちづくり条例の周知パンフレットの配布・小学生用パンフレット(市立小学校・義務教育学校(前期課程)全71校の6年生の児童)・中学生用パンフレット(市立中学校・義務教育学校(後期課程)全36校の3年生の生徒)	市民	○小学生用・中学生用 パンフレットは、人権 尊重の理念等を説明 することができ、いじ めの未然防止に対し て、有効である		令和6年度 606,000円 令和7年度 606,000円
16 人権・児童 生徒指導班 だより「ほっ とライン」の 発行 【学校教育課】	◇教職員向け啓発資料として、人権・児童生徒 指導班だより (ほっと ライン)を発行	教職員	○いじめの定義や、いじめ防止フォーラムの取組について周知し、各学校がより実践的な取組に活かすことで、いじめの未然防止に対して、有効である●学校が日常的に対応する事案等について、法的知見が必要とな	* * **	令和6年度 0円 令和7年度 0円

17 人権福祉活 動展の実施	<ul><li>◇各学校の人権・福祉教育の取組を紹介するパ</li></ul>		る事案が多いことから、法的知見も入れて発信する必要がある ○学校における人権教育の内容について保	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	令和6年度 0円
【学校教育課】	ネルを、人権週間に合わせて展示 (会場:総合学習センター、南区交流ラウンジ、シティプラザ橋本)	保護者 市民 教職員	護者や市民に周知を図ることで、いじめの未然防止に対して、今後の効果が期待される より多くの市民や保護者等に、学校の取組が周知されるようを信方法を検討する必要がある		令和7年度 0円
18 発達サポート講座の実施 【生涯学習課】	◇子で、 ◇子で、 公子で、 公子で、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、大のすまで、 、本ので、 、本で、 、本で、 、本で、 、本で、 、本で、 、ので、 、	保護者市民	○子どもの発達や特性 に係る理解が深まり、 地域や学校においる多学校におがる多年 ではながらのできた の大人ではできではいできて のましたできではながるとを生かが を生かができた。 ●身とを生か検討が必要	■継続□見直し	令和6年度 866,000円 令和7年度 892,000円
19 学校いじめ 防止基本 針に基が把握 及び周知 【学校教育課】	<ul><li>◇市内小中学校等に対し 「学校いじめ防止基本 方針」に基づく取組の 推進に係る取組状況調 査を実施し、取組報告 書のまとめを各学校に 周知</li><li>◇文部科学省が毎年行</li></ul>	教職員	○各主なと でな動事で進めて でな動事で進めて をを活好と推いし でな動事で進めて でな動事で進めて と話好と推じし とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とがしたが とが とがしたが とがしたが とがしたが とが とが とが とが とが とが とが とが とが と	□見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円

調査結果の	う「児童生徒の問題行	いし	じめの認知件数や、	□見直し	0円
分析	動·不登校等生徒指導	不	登校の状況を共有		
【学校教育課・	上の諸問題に関する	し、	効果的な支援につ		令和7年度
青少年相談	調査」のいじめ・不登	しいて	て発信したことは、		0円
センター】	校等の調査結果分析	いし	じめの未然防止に		
	を行い、各学校へ周知	対し	して、有効である		
		●管:	理職を含め、いじ		
		めの	の定義について、更		
		なる	る周知徹底が必要		
		です	ある		

# (2) いじめの早期発見

主な事業等【所管課】	事業概要	対象	成果と課題 <b>※</b> ○は成果、●は課題	令和7年度 に向けて	(参考) 予算(円)
21 さがみはら 子どもの権利 相談室(さがみ み)の運営(相 談等) 【青少年学習 センター】		市民	○相談者の出版を のはな相談の のはな相談の をいますが、でののででを ででを ののででを ででを ののででを ののででを ののででを ののででを ののででを ののででを ののででを ののででを がいるででです。 のででを のででがいた。 のででするがでいた。 のででするがでいた。 のででするができるができるが、 中学者できる。 のでできるができる。 のででする。 のでする。 のででする。 のででする。 のででする。 のででする。 のででする。 のででする。 のででする。 のででする。 のででする。 のででする。 のでです。 のでです。 のででする。 のででする。 のでです。 のででででです。 のでです。 のでです。 のでです。 のででででででででででででででででででででででで	■継続□見直し	令和6年度 14,345,000円 令和7年度 14,421,000円
22 いじめ相談 ダイヤル対 応(さがみは ら子どもS OSダイヤ ル) 【学校教育課】	◇人権・児童生徒指導相 談員が、市民等からの いじめ問題等の相談 に応じ、相談者の気持 ちを傾聴して問題を 課題を整理して解決 に繋げる 総相談件数 248件中 いじめに関する相談 日中相談 12件 夜間相談 11件	児童生徒 保護者 市民	○令和5年度より24時間対応になったことにより、被害児童生徒からの相談等、いじめの早期発見に対して、有効である ●いじめに関する相談件数を増やすために、引き続き、さがみはら子どもSOSダイヤルの周知を図る必要がある	■継続 □見直し	令和6年度 3,797,000円 令和7年度 3,906,000円
23 児童・生徒の苦痛の累積等を把握するための調査である。 実施及び 結果に基づく 支援	<ul><li>○「注意を要する児童・ 生徒の報告票」による 児童生徒の苦痛の累 積等を把握するため の調査の実施及び調 査結果に基づく支援 の充実</li></ul>	児童生徒 教職員	○毎月各学校から報告を受けたものの中で、学校が対応に苦慮している事案や、重篤な事案につながりかねない事案について、指導主事が学校に対応	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円

【学校教育課】			状況を確認するとと もに、必要に応じて関 係機関と連携し、支 ができ、い対 かの早期発見に対 のの早期発見に がある ・報告内容に応じて より迅速に学校相談 関等につなげ 必要がある		
24 ヤングテレ ホン相談対応 【青少年相談 センター】	<ul><li>○様々な心の健康に関する悩みや課題がある児童生徒等や保護者からの電話相談を受付(メールは24時間受付)</li><li>・受付件数 458件[電話:402件、Eメール:34件]中、いじめに関する相談8件</li></ul>	児童生徒保護者	○匿名での相談や、土曜 での相談や、土曜 での相談で開います。 での相談でいる でがした。 でのはいいでのはいいでのはいいでのはいいでのはいでではでいる。 会にはいいではいいでのではいいでではいいでではいいでではいいでである。 を記述ができる。 を記述ができる。 を図りまする。 のととといるのではいいではいる。 のととといるのではいいではいいではいる。 のというではいいではいいではいる。 のというではいいではいる。 のというではいいではいる。 のというではいいではいる。 のというではいいではいる。 のというではいいではいる。 のというではいいではいる。 のというではいいではいる。 のというではいいではいる。 のというではいいではいる。 のというではいいではいいではいる。 のというではいいではいいではいる。 のというではいいではいいではいる。 のというではいいではいいではいいではいいではいる。 のというではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいでは	■継続□見直し	令和6年度 4,226,000円 令和7年度 4,036,000円
25 学校内の組 織において、青 少年カウント ラートや助 を実施 【青少年相談 センター】	一が、児童生徒及び保	児童生徒 保護者 教職員	○教職員へのコンサルテンションの充実を図ったとで、いして、いて、対して、対して、対して、対して、対しが表別を挙げるの相談を多くの相談を必要である。 ●より多くの相談を必必を表別である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	■継続 □見直し	令和6年度 454,211,000円 令和7年度 492,113,000円
26 校内体制構築のための情報提供等 【青少年相談センター】	◇青少年教育カウンセラーやSSW派遣 ◇支援教育コーディネーター研修会において、教職員向けの研修会を実施し、校内支援体制の構築を図る	教職員	○児童生徒が相談しや すい校内体制を整え ることで、いじめの早 期発見に対して、有効 である	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円

相談の対応 【青少年相談 センター・ 学校教育課】	徒及び保護者の相談に 対応 <教育相談課> ・相談件数:13,454件 いじめに関する相談: 49件 <学校教育課> 相談件数:2764件 いじめに関する相談: 285件	児童生徒 保護者	○学校と連携することで、早期対応、早期対応、早期対応、早期対応、早期がである。ことでは、ないじめの早期ででき、かじめの中期ででき、からないでき、からないでき、からないでき、からないでき、からないできないがある。 ● はいりをはいるというできないがある。 ● はいりをはいるというできないのは、というできないが、というできないが、というできないが、というできないが、というでものは、中でものは、中でものというでものでは、中でものというでは、中でものというでは、中でものでは、中でものでは、中でものでは、中でものでは、中でものでは、中でものでは、中でものでは、中でものでは、中でものでは、中でものでは、中でものでは、中でものでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	■継続 □見直し	令和6年度 454,211,000円 【再掲No.25】 令和7年度 492,113,000円 【再掲No.25】
28 児童・生徒 に係 対 向 実施 【精神保健 祖センター】	おいて速やかに適切な 対応が図れるよう、市 内小中学校の教職員を	教職員		□継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 円
令	和5年度から、38自殺対	策に関す	る出前講座と統合している どまらず、児童・生徒 の自殺防止対策に資 する発展的内容を加 えた研修に変更する	<b>ます。</b>	

### (3) いじめに対する対処

主な事業等 【所管課】	事業概要	対象	成果と課題 ※○は成果、●は課題	令和7年度に 向けて	(参考) 予算(円)
29 さがみはら 子どもの 利相談室(さ がみみ)の運 営(救済等) 【青少年学習 センター】	◇さがみはら子どもの 権利相談室(さがみ み)に救済事案が発生 した場合、子どもの権 利救済委員を筆頭に 対応	児童生徒 保護者 市民	○救済事にない。 ・教済事にこれを ・教済相談にの助い。 ・教育相談にの助い。 ・教育相談を ・教育相談を ・教によう ・教によう ・教によう ・教によう ・教によう ・教によう ・教機を ・教機を ・教機を ・のあいとしまが ・教を ・教を ・教を ・教を ・教を ・教を ・教を ・教を	■継続 □見直し	令和6年度 14,345,000円 【再掲No.21】 令和7年度 14,421,000円 【再掲No.21】

30 青ウスシーンクシー、カー、ソワ援員童者援サンクシー、カー、サー教に生等大の相オートンター大の相エート	◇青少年教育カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが明 童生徒、保護者との相談に応じ、関係機関と連携しながら心理ートに努めるとともに、教職員へのコンを実施	児童生徒 我職員	○個のニーズに応じた相談、支援を進めたことで、丁寧な対応に繋がることで、い有効の対処に対して、有効の対処に対して、有効である。 ●ニーズに応じてで、ウンーシー、スクールソーカーの人人関し、学校規し、で、プローの人人関し、対して、大力では、アールの人人関といる。 がるといるがある。	■継続□見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
31 欠席状況報告書の分析【青少年相談センター】	◇毎月、7日以上の欠席 者を把握し、欠席状況 の集計結果を各学校へ 周知	教職員	○毎月の欠席状況の傾向を学校へ周知するとともに、青少年相談センターだよりで不登校支援のポイント等を伝えることで、いじめの対処に対して、有効である	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
32 こころのホットライン (自殺予防電 話相談) 【精神保健福 祉センター】	◇「こころのホットライン(自殺予防電話相談)」 ・毎日(年末年始を除く) 午後5時~午後9時30分まで) 【実績】 ・開設日数359日 ・延補談件数3,949件 ◇相談件数3,949件 ◇相談先の情報をカリした「こころのホットライ で) 【実績】 ・競した「こころのからでがある。 で) 「こころのホットライン。 で) 「実績」 ・一様のは、 で) で) 「こころのよりでがある。 で) 「こころのよりでのは、 で) で) で) で) 「こころのからない。 で) で) で) で) で) で) で) した「こころを作成と生 で)の6年生全児童に を の6年生全児童に 布	児童生徒市民	○広報さがみはら、市ホ ームページ、リーフ ット等で周知するこ とにより、いじめ等で 悩んだ時の相談先拡 充に対して、有効であ る	■継続 □見直し	令和6年度 6,600,000円 令和7年度 6,915,000円 ※東賃 6,915,都のののののののののののののののののののののののののののののののででである。 大利ででは、カールでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力
33 各学校にお けるいじめ の認知件数 等の把握 【学校教育課】	◇各学校におけるいじめ の認知件数、解消数、 アンケート調査の実 施の有無、形態等を把 握	児童生徒教職員	○毎月各学校からのい じめの報告や文結果 学省の調査等の結果 をもとに、各学校の状況 を確認することが、い じめの対処に対して、 有効である ●学校間のいじめの認 知の差を埋めるた続し 担当者会等で継続し ていじめの定義につ	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円

			いての共通理解を図 る必要がある		
34 いじめ対応 マニュアル の周知・活用 【学校教育課】	◇いじめの認知への意識 を高めること、育むとと育むにする心を育むにする心を育むに在りの取組織的なたでがでででででででででででででいます。 対応では、ででででででの活用をできたがでの活用を依頼 活用率小学校 67.6%	教職員	○担か本やいるが対的で、用つめ応の果かに、用って、 当者にアルの理解はいて、 まで、この理解はいて、 は共とらにあ容の今応で、 でれ対るは、してが問まるがあるは、 の今応で、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
35 犯罪行為に 該当するいじ めに対する警 察との連携 (学校警察連 携制度) 【学校教育課】	◇いじめ防止対策推進法 (第23条第6項)に る、警察との連携 ◇学校と警察及び関係機 関が児童生徒の指導会 援について、協議会を 実施 ・南部、中部、北部、定 会年2回、相模原方面 会議年2回開催	関係機関教職員	○協議会を超して、えるとのでは、 は、 は、 は	■継続□見直し	令和6年度 210,000円 令和7年度 210,000円
36 情報セキュ リティ・モラ ルハンドブッ クの周知・活 用 【教育センター】	◇「情報モラルハンドブック」をGIGAスクール環境等の変化に対応できるよう、情報セキュリティの内をも加えた、「情報セキュリティ・モラルハンドブック」に改訂し(令和5年4月)、活用法を研修等で周知	教職員	○本ハンドブックに沿い、義務教育9年間を 見通した、意図的・計 画的な取組が行われ、 いじめの対処に対し て、今後の効果が期待 される	–	令和6年度 0円 令和7年度 0円
37 法務局への 働きかけ 【人権・男女 共同参画課】	◇市民等からのインター ネット上で誹謗中傷 を受けた際にプロバ イダ等への削除要請 等があった場合、法務 局と連携し対応する	児童生徒 保護者 市民	<ul><li>○市民等からの削除要請等があった場合の対応を法務局と確認した</li></ul>	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
38 自殺対策に 関する出前講 座の実施 【精神保健福 祉センター】	<ul><li>◇自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、市内小中学校の教職員、保護者等を対象に出前講座を実施 【実績】</li></ul>	保護者 教職員	<ul><li>○アンケートの結果、 9割以上の参加者から「今後の自殺予防の 活動の参考となる」と 回答を得ており、いじめの対処に対しても、</li></ul>	■継続 □見直し	令和7年度 95,000円 令和7年度 95,000円

39「青少年相談 センターだ より」の発行 【青少年相談 センター】	ポイント等を「青少年 相談センターだより」	教職員	有効である ●出前講座の開催機会確保のため、関係各課との連携を継続する必要がある  ○不登校の初期対応のポイント、進路相談に関する対応につなばたこ学校に周知し、具体的な対応につなげたことで、いじめの対処に対して、有効である	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
40 重大事態の対処に関する調査等【学校も・こび策課】	◇いじめ防止対策推進法 (第28条1項、第30 条2項、第32条2項) に基づく、いじめの重 大事案発生時におが 調査及び市長が 要と認めた場合に 則により設置し、再調 査を行う	学校教職者	○専門的な知見に基づいて、いじめの重大 事態を調査する上で、いじめの対処と して、有効である	■継続□見直し	・
41 市寄附講座 「地神界」 「地神界」 「相解」 「相解」 「はいれる。 「はいれる」 「はいれる。 「はいれる。」 「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	◇市立小中学校、義務教育学校の教職員等を対象に、児童生徒を指導する可能を表現でです。 事項について、りまれて、よりは、または、本のでは、本のでは、ままれて、よりができる。 を行うのでは、またでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大の	教職員	○教育医師からけ、で、 一次では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	■継続□見直し	令和6年度 25,000,000円 令和7年度 25,000,000円

			を深めることで適切な対処へとつながっている ●学校等に対する更なる周知を図り、制度の活用を推進する必要がある		
42 緊急時における学 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	◇事件事故等の発生により非常事態になった学校に対して、学校の対応を支援するとともに、児童生徒、教職員、保護者のケアを行い、学校の正常化を図る	児童生徒 保護者 教職員	○緊急時に迅速に対応 することは児童生徒 の支援につながり得 るものであり、いじめ に関する緊急時にお いて有効である	■継続 □見直し	令和 6 年度 0 円 令和 7 年度 0 円

### (4) その他(組織的な指導体制の確立、地域や家庭との連携等)

主な事業等 【所管課】	事業概要	対象
43 いじめ問題対策連絡協議会(青少年問題協議会)の開催 【青少年学習センター】	<ul> <li>◇いじめ防止対策推進法第 14 条第1項により、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る</li> <li>◇青少年問題協議会の開催(年2回)</li> <li>◇健全育成啓発リーフレットの発行 小学1年生・5年生・中学1年生の保護者及び各種青少年団体へ配布</li> </ul>	保護者 市民 教職員 関係機関 関係団体
44 子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議の開催 【学校教育課】	◇教育委員会と福祉や子どもの人権に係る関係課・機関で構成する庁内のネットワーク会議(関係課長連絡会議1回)を実施	関係各課
45 要保護児童対策地域協議会における連携 【こども家庭課】	<ul><li>◇要保護児童の早期発見、早期対応を図るための要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議)を開催し、情報交換・共有、支援状況等の把握、具体的な支援内容の検討等を実施</li></ul>	関係各課 関係機関 関係団体
46 オレンジリボン・児童虐待防止推進 キャンペーン 【こども家庭課】	◇児童虐待問題等に対する取組として、市内の学生等と連携しながら、相談場所の周知などの啓発活動を 実施した。	児童生徒 市民 関係機関
47 児童支援専任教諭の配置に伴う教職員 の配置 【教職員人事課】	◇児童支援専任教諭の配置に伴う教職員の配置	教職員
48 学校運営等の支援のための非常勤講師 の配置 【教職員人事課】	◇学校運営等の支援のための非常勤講師の配置	教職員

### 2 学校が実施した主な施策等

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

主な事業等	事業概要	対象	成果 (○) と課題 (●)
1学校いじめ 防止基本方針 の策定、見直 し及び公表	◇「学校いじめ防止基本方針 (以下「学校基本方針」という)の見直し、学校ホームページ等で公表	児童生徒 保護者 市民 教職員	○各校が作成している「学校基本方針」の見直し 及び職員での共通認識を図り、校内における いじめの防止等における組織的な対応体制を 整え、学校ホームページで公表し、保護者及 び地域にいじめ防止等に関する取組について 周知ができた ●いじめの積極的な認知のために、引き続き、い じめの定義の共通理解及びいじめの防止等に 関する組織的対応の向上を図る

#### (2) いじめ防止等に取り組む組織

( - / 1 0 1 )			<u> </u>
主な事業等	事業概要	対象	成果(○)と課題(●)
1いじめ防止	◇学校いじめ対策組織による		○いじめの訴えを受けたり、いじめの疑いを察知
等の組織的	学校基本方針に基づく取組		したりした教員が、校内で情報を共有し、校内
な取組	の推進及び定期的検証の実		の担当者を中心とした、いじめの対処や、定期
	施		的な情報共有等、学校全体で組織的対応を図る
	◇当該組織が中心となって、全		ことができた
	教職員にいじめ防止等の共		○児童生徒及び保護者が、いじめの相談がしやす
	通理解を図り、学校全体でい		い校内体制が継続できている
	じめ防止対策を実施	教職員	○いじめ問題を迅速に対処するために、サポート
	◇支援教育コーディネーター、		部を創設するなど、いじめの防止等により実効
	児童支援専任教諭、生徒指導		的な組織づくりをすすめた
	主任教諭と青少年教育カウ		●いじめの組織的対応に当たり、教員の多忙化解
	ンセラーが情報共有を図り、		消が必要である
	本人・保護者が相談しやすい		●いじめの対応力向上を図るために、いじめの防
	体制を整備		止等に関する対応について、研修等を実施する

#### (3) いじめの未然防止

主な事業等	事業概要	対象	出田 (○) と細暦 (▲)
		刈豕	成果 (○) と課題 (●)
1児童生徒の	◇児童会や生徒会による、いじ		○児童生徒が主体となる活動を継続的に取り組
主体的な取	め0宣言や、いじめ暴力行為		む学校が多く、お互いを認め合い、いじめが
組	等防止キャンペーン、いじめ		起きにくい学校づくりにつながっている
	防止の取組の実施		○異学年との交流を行うことで、普段は気づか
	◇他者理解や、相手の自己肯定		ない自分の良さを実感し、自己肯定感につな
	感を高める言葉遣いを考え		げることができた
	る活動		○あいさつが積極的に行われるよう、近隣の学
	◇異学年交流の活性化による、		校及び地域と合同で実施し、地域内でのつな
	相談しやすい環境づくりや		がりにするだけではなく、児童生徒の変容や
	豊かな仲間意識の構築	児童生徒	いじめの未然防止へのつながりについて考え
	◇あいさつ運動の実施		ることができた
			○各学校におけるいじめの早期発見等における
			取組について、担当者会等において担当者同
			士で情報共有を行い、他校の実践を取り入れ
			ながら、担当者が中心となって各学校での主
			体的な取組を進めることができた
			○いじめ防止月間、道徳及び特別活動等で、いじ
			めに関する内容を扱い、児童生徒がいじめに
			ついての主体的に考え、意識を高めることに

			つながった ●児童生徒がいじめについて考える中で、自分事として考え、いじめの未然防止等に向け主体的に活動ができるよう、支援する ●児童生徒の実態に即した活動が展開されるよう、児童生徒の意見を取り入れながら、活動に生かしていく必要がある
2 教職員の取組	◇児童生徒が協働した学び合いが行える授業づくりの実施 ◇児童生徒が活躍できる場を増やす中で、互いに認め合い、自己肯定感の向上につながる児童生徒による主体的な取組の実施 ◇人権教育指導資料集(理論編、実践編Vol.1~Vol.7)の活用 ◇いじめの防止等に関する、校内研修の実施	児童生徒教職員	<ul> <li>○児童生徒が互いを認め合い、多様性を理解できる関係性を深められるよう、児童生徒が主体的に取り組める活動を取り入れ、自己肯定感の向上につなげている学校が多く見られた</li> <li>○いじめの定義やいじめの起きにくい学級づくりに向け、校内で、いじめ防止、不登校対応、人権に配慮した指導、児童理解及び支援に関する研修を実施することで、職員全体でいじめの防止等に関する取組を推進した</li> <li>●いじめの未然防止には、教職員の人権意識の向上が不可欠であり、授業・学習環境・児童生徒の居場所等あらゆる場面において、人権的な配慮に努める</li> </ul>
3地域との協働による取組	◇児童会の取組へのゲストティーチャーの参加、PTA主催のお祭り、幼保小中で連携した活動の実施 ◇保護者や地域人材の活用による出前授業の実施 ◇学校運営協議会及び青少年健全育成協議会との連携	児童生徒 保護者 市民	<ul> <li>○活動にゲストティーチャーが参加したことで、児童や保護者が活き活きとした活動になった</li> <li>○PTA活動を通じて、子どもとのコミュニケーションを深めることができた</li> <li>○コミュニティ・スクール(学校運営協議会)制度の導入を行い、保護者や地域、教育委員会と連携しながら、様々な立場で多面的・多角的な視点から、一人ひとりの児童が安心して安全に過ごせる学校づくりに取り組めた</li> <li>●積極的に地域の人材や資源を活用して、子どもの繋がりを広めたり、深めたりしていく</li> </ul>
4 いのちを大 切にする取 組	◇「命を大切にする心を育むリーフレット」の活用 ◇自殺予防や発達障害についての研修の実施 ◇自殺予防教育リーフレット・こころのクリアファイルの活用 ◇「いのちの授業」の実践(小学校66校、中学校33校、合計99校)	児童生徒教職員	<ul> <li>○担当者が各リーフレットの活用や「いのちの授業ハンドブック(改訂版)」(県教委作成冊子)等の活用を教職員に周知し、教員の意識向上を図り、児童生徒に自他を大切にする心を育む取組を行うことができた</li> <li>●各リーフレットの活用や「いのちの授業」の実践について、実践例等の周知を図ることで、取組の更なる拡充につなげる</li> </ul>

## (4) いじめの早期発見

主な事業等	事業概要	対象	成果(○)と課題(●)
1 教職員の取組	◇定期的なアンケート調査や	児童生徒	○教職員が日頃から児童生徒との関係を深め、児
	教育相談の実施	教職員	童生徒の状況把握に努め、必要に応じて関係
	◇アンケートを基に、担任教諭	市民	機関と連携し、いじめ等へ早期対応を図るこ
	による教育相談や、青少年教	関係機	とができた
	育カウンセラーによる児童	関	○全校で定期的にアンケート調査等を行い、児童

	生徒との個別面談の実施 ◇担任教諭と児童生徒の間で、 個人ノート・班ノート・1行 日記、タブレットの活用等、 一人ひとりの状況を把握する取組を実施 ◇児童生徒が自分の思いを教 職員や青少年教育カウンセ ラーに自由に伝えられるように相談箱を設置		生徒本人がいじめを訴えやすい環境づくりに 努めたことにより、いじめの早期発見、早期 対応につながった ○養護教諭、支援教育コーディネーター、保護者 及び地域のボランティアと連携し、児童の状 況把握を行うことで、いじめの早期発見、早 期対応につながった ●いじめの適切な認知をするために、いじめの定 義等について、学校いじめ対策組織を中心に、 職員に対する周知を行う
2 地域との協働による取組の推進	◇地域ふれあい活動及び地域 見守り隊による活動の実施	児童生徒 保護者 市民	○各学校では、登下校の見守り隊や地域の方との情報連携を図ることで、児童生徒の実態を把握し、いじめの早期発見につなげることができている  ●積極的に地域人材活用ができる実施形態の工夫を図る

# (5) いじめへの対処

主な	事業等	事業概要	対象	成果(○)と課題(●)
1 教職	員の取組	◇いじめに係る情報の校内組織による共有、速やかな組織的対応の実施 ◇教育委員会及び関係機関との連携 ◇関係児童生徒及び保護者の支援、指導及び助言 ◇自殺予防教育、自傷行為への対応等子どもの命を守るための手立て、速やかかつ適切に対応するための研修を実施	児童生徒 教職員 関係機 関	<ul> <li>○教職員がいじめの対応に関する意識を高くもち、児童生徒の状況把握に努め、いじめの早期対応を図ることができた</li> <li>○個々の事案に対し、必要に応じて教育委員会や関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応することができた</li> <li>●いじめに関する指導、関係児童生徒への支援、再発防止、解消確認等について、組織的に行う</li> <li>●児童生徒の気持ちに寄り添いながらも、いじめの解消に向けた様々な手法について更なる啓発が必要</li> </ul>